

## 平成26年12月1日から 「児童扶養手当法」の一部が改正されます

これまで、公的年金※を受給する人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降、年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、子ども教育課への申請が必要です。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

### 今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

など

#### <参考：児童扶養手当の月額> (平成26年4月～)

- ・子ども1人の場合  
全部支給：41,020円  
一部支給：41,010円～9,680円（所得に応じて決定されます）
- ・子ども2人以上の加算額  
2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

### 新たに手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するためには、子ども教育課への申請が必要です。

※申請には戸籍などの書類が必要です。詳しくは、子ども教育課にお問い合わせください。

### 支給開始日

◆手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった人のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている人が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分手当がら受給できます。

◆平成26年12月から平成27年3月分までの手当は、平成27年4月に支払われます。

問合せ先 子ども教育課  
☎ 932-1459 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線273)

## がん検診無料クーポン券のご利用はお済みですか？

須恵町では、国で定められた対象年齢の人に、大腸がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポン券を6月下旬に送付しています。この機会に、がん検診を受けましょう。

詳細については、無料クーポン券に同封の説明書と指定医療機関一覧表をご確認ください。

▶有効期間 平成27年1月31日(土)まで(医療機関の診療時間内)

▶平成26年度無料クーポン券対象者

初めて須恵町がん検診無料クーポン券の配布を受ける人

検診の種類	年齢(平成26年4月1日現在)	生年月日
子宮頸がん検診(女性)	20歳	平成5年4月2日～平成6年4月1日
乳がん検診(女性)	40歳	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
大腸がん検診	40歳	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
	45歳	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日
	50歳	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日
	55歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
	60歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日

平成21年度から24年度までに無料クーポン券の配布を受けたが、平成21年度以降に須恵町のがん検診を受診していない人

検診の種類	生年月日
子宮頸がん検診(女性)	昭和63年4月2日～平成4年4月1日
	昭和58年4月2日～昭和62年4月1日
	昭和53年4月2日～昭和57年4月1日
	昭和48年4月2日～昭和52年4月1日
乳がん検診(女性)	昭和43年4月2日～昭和47年4月1日
	昭和38年4月2日～昭和42年4月1日
	昭和33年4月2日～昭和37年4月1日
	昭和28年4月2日～昭和32年4月1日

▶受診方法 県内の指定医療機関に直接予約をして受診してください。

詳細は須恵町ホームページをご参照ください。

▶持参するもの

- ① 無料クーポン券(切り取らずにお持ちください)
- ② 本人確認ができるもの(免許証や保険証など)

注意

※今年度、すでにごがん検診を受けた人は、同じ種類のがん検診を受けることはできません。

※クーポン券を紛失された人は健康福祉課で再発行の手続きを行なってください。

再発行時に持参するもの 印鑑、身分証明書

※平成26年4月21日以降に須恵町に転入された人は、須恵町の無料クーポン券を発行しますので、健康福祉課までご連絡ください。

発行時に持参するもの 前住所地のクーポン券、印鑑、身分証明書

【問合せ先】健康福祉課 ☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線 153・154)

